

練馬区立少年自然の家条例施行規則

昭和60年1月16日

教規則第2号

改正 昭和61年 1月31日教規則第 2号
昭和62年11月25日教規則第 6号
平成元年 1月30日教規則第 2号
平成元年 4月 1日教規則第 7号
平成元年12月21日教規則第10号
平成11年 3月31日教規則第 4号
平成13年 2月20日教規則第 1号
平成14年 3月29日教規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、練馬区立少年自然の家条例(昭和59年12月練馬区条例第50号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用手続等)

第2条 条例第5条第1項の規定により、練馬区立少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)を利用しようとする者は、少年自然の家利用申込書(第1号様式)により練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。ただし、区立小学校および中学校が、移動教室、林間学校、臨海学校、宿泊訓練の教育活動を行う場合については、行事計画書の提出をもって利用申請にかえることができる。

2 前項に規定する申請は、別表第1に定める申請期間内になければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の承認)

第3条 委員会は、前条の申請について利用の承認をしたときは、少年自然の家利用券(第2号様式。以下「利用券」という。)を交付する。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の利用の承認は、申請の受付順序による。ただし、同時に申請があったときは、受付順序を抽選で決定するものとする。

3 第1項の規定により利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、少年自然の家の利用に際し、利用券を提示しなければならない。

(利用の変更等)

第4条 利用者は、利用の承認を受けた事項の変更または利用の取消しをしようとする場合は、利用日の3日前までに委員会に申し出なければならない。

(使用料の納付)

第5条 条例第7条の規定による使用料は、利用券の交付を受ける際、または利用最終日に納入しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、または免除することができる場合は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定による使用料の減額または免除を受けようとする者は、第2条の規定による利用の申請の際に、少年自然の家使用料減免申請書(第3号様式)を併せて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、少年自然の家使用料減免申請書の提出を省略することができる。

- 3 委員会は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、減額または免除の事由を証明すべき書類等の提示を求めることができる。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定に基づき、使用料の全部または一部を還付する場合およびその額は、つぎのとおりとする。

- (1) 利用者が利用日の3日前までに利用承認事項の変更または利用の取消しを申し出て、委員会が相当の理由があると認めるとき。 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。 全額または委員会が別に定める割合

2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、少年自然の家使用料還付申請書(第4号様式)に承認書を添えて委員会に提出しなければならない。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、少年自然の家の利用に際し、職員の指示に従わなければならない。

2 少年自然の家の施設および備付器具等に損害を与えたときは、直ちに職員に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理運営について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第2条から第10条までの規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立少年自然の家条例施行規則別表2に規定する使用料については、昭和60年4月1日以降の利用に係る分について適用し、同年3月31日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。
- 3 条例第8条の規定に基づき、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間(以下「特例期間」という。)の利用に限り、条例第7条の使用料(スキー用具を除く。)を減額する。
- 4 前項の規定による特例期間の利用に係る使用料は、付則別表のとおりとする。
- 5 前2項の規定による特例期間の利用に係る使用料の減額については、その申請の手続は、要しない。
- 6 特例期間の利用に係る使用料(スキー用具を除く。)の第6条第1項の規定の適用については、第4項の使用料について、これを適用する。

付則別表(付則第4項関係)

種別	利用区分		使用料
宿泊施設	学齢前の者	宿泊、休憩とも	無料
	小学生または中学生	宿泊	1人1泊につき 600円
		休憩	1人につき 200円
	一般	宿泊	1人1泊につき 1,200円
		休憩	1人につき 400円
	65歳以上75歳未満の者	宿泊	1人1泊につき 600円
休憩		1人につき 200円	

練馬区立少年自然の家条例施行規則

	75歳以上の者	宿泊、休憩とも		無料
	身体障害者、知的障害者または精神障害者(介助者を含む。)	宿泊	1人1泊につき	600円
		休憩	1人につき	200円
体育施設その他の施設	体育館	1時間		900円
	軽井沢グランドA	1時間		1,200円
	軽井沢グランドB	1時間		1,200円
	武石グランド	1時間		700円
	岩井グランドA	1時間		1,100円
	岩井グランドB	1時間		1,100円
	テニスコート	1時間(1面)		600円
	軽井沢研修室	1時間		700円
	武石研修室	1時間		600円
	岩井研修室	1時間		700円

備考

- 1 個室を利用する場合は、宿泊施設使用料のほかに、別途個室使用料を納付するものとする。個室使用料の額は、つぎの表のとおりとする。

施設	利用区分		使用料
軽井沢少年自然の家	定員3人	1室1泊につき	2,400円
	定員4人	1室1泊につき	3,200円
下田少年自然の家	定員4人	1室1泊につき	800円
武石少年自然の家本館	定員3人	1室1泊につき	2,400円
武石少年自然の家新館	定員3人	1室1泊につき	2,400円
	定員4人	1室1泊につき	3,200円
岩井少年自然の家	定員3人	1室1泊につき	2,400円
	定員4人	1室1泊につき	3,200円

- 2 学齢前の者が宿泊施設を利用する場合において、寝具を利用するときは、小学生または中学生の使用料相当額を納付するものとする。
- 3 区内に在住、在勤または在学する者以外の者が利用するときの使用料は、この表(備考1の表を含む。)に規定する使用料の2倍に相当する額とする。ただし、区内に在住、在勤または在学する者以外の者が65歳以上の者または身体障害者、知的障害者もしくは精神障害者(介助者を含む。)である場合における宿泊施設使用料は、この表に規定する一般の宿泊施設使用料の2倍に相当する額とする。

付 則(昭和61年1月教規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立少年自然の家条例施行規則別表3に規定する賄費については、昭和61年7月1日以降の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

練馬区立少年自然の家条例施行規則

付 則(昭和62年11月教規則第6号)

この規則は、昭和62年11月25日から施行する。

付 則(平成元年1月教規則第2号)

この規則は、平成元年2月1日から施行する。

付 則(平成元年4月教規則第7号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成元年12月教規則第10号)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2条から第7条までの改正規定は、平成2年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立少年自然の家条例施行規則第2条から第7条までの規定は、平成2年4月1日以降に利用を開始するものについて適用し、同年3月31日以前に利用を開始するものについては、なお従前の例による。

付 則(平成11年3月教規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成13年2月教規則第1号)

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

付 則(平成14年3月教規則第10号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立少年自然の家条例施行規則第6条第1項および別表第2の規定ならびに第1号様式から第3号様式までは、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前の利用については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

区分		利用の申請期間
1	区が行政目的のために利用する場合	委員会が別に定める期間
2	学校が教育活動のために利用する場合	委員会が別に定める期間
3	練馬区内に在住、在勤または在学する者が利用する場合	利用日の3か月前の月の初日から利用日の7日前まで
4	その他の者が利用する場合	利用日の2か月前の月の初日から利用日の7日前まで

備考

- 1 第3号および第4号の利用について、利用日が、3月23日から4月9日まで、4月27日から5月7日まで、7月18日から9月2日までおよび12月22日から翌年の1月9日までの利用に係る申請期間は、委員会が別に定める。
- 2 利用の申請期間の開始日および終了日が、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、1月2日、3日および12月29日から同月31日までに当たる場合は、当該日の直後の休日等でない日とする。

別表第2(第6条関係)

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
1 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。	免除
2 官公署が行政目的のために利用するとき。	
3 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。	
4 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校、ろう学校または養護学校が教育目的のために利用するとき。	
5 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の団体が、体育館、グラウンドまたは研修室を利用するとき。	
6 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める団体がテニスコートを利用するとき。	
7 75歳以上の者がスキー用具を利用するとき。	
8 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。	5割減額(宿泊施設使用料の減額は、一般に限る。)
9 幼稚園、小学校、中学校、ろう学校および養護学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。	
10 別に定める区内の公共的団体が団体本来の活動目的のために利用するとき。	
11 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める10人以上の団体が利用するとき。ただし、中学生以下の者の健全育成を目的に利用するときに限る。	
12 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者(介助者を含む。)が占める10人以上の団体が体育館、グラウンドまたは研修室を利用するとき。	5割減額
13 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者(介助者を含む。)の団体がテニスコートを利用するとき。	
14 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者(介助者を含む。)の団体または身体障害者、知的障害者もしくは精神障害者が1人で個室を利用するとき。	
15 身体障害者、知的障害者または精神障害者(介助者を含む。)がスキー用具を利用するとき。	
16 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の団体が体育館、グラウンドまたは研修室を利用するとき(第5号に該当する場合を除く。)	
17 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める団体がテニスコートを利用するとき(第6号に該当する場合を除く。)	
18 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める団体または65歳以上の者が1人で個室を利用するとき。	
19 65歳以上75歳未満の者がスキー用具を利用するとき。	
20 区外の学校が教育目的のために利用するとき。	
21 その他委員会が特に必要があると認めるとき。	免除または5割減額

[第1号様式](#) (第2条関係)

[第2号様式](#) (第3条関係)

[第3号様式](#) (第6条関係)

[第4号様式](#) (第7条関係)